

(防災担当大臣と全国知事会・全国市長会・全国町村会との意見交換会 資料)

平成24年5月16日
全 国 知 事 会

「災害対策基本法の一部を改正する法律案」に対する意見

【意見概要】

(1) 大規模広域な災害に対する即応力の強化 (1 / 2)

＜地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化＞

(提出意見なし)

＜地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の新設と対象業務の拡大＞

○ 今回の東日本大震災では、被災地からの要請を待たずに支援に駆けつけるなど、地方自治体による迅速な対応が行われたところである。地方自治体間の相互応援等の関係規定の整備にあたっては、新たな手続きの規定により、こうした迅速な支援がかえって損なわれることの無いようにすること。

○ 災害対策業務は一義的には市町村の業務であるが、東日本大震災では、まったく業務を行えなかった市町村もあったことを踏まえ、「要請なしで応援できる」規定の新設に加え、都道府県が被災市町村の業務を幅広く代行できる旨の規定を置くこと。

○ 総務大臣・都道府県知事の求めに応じて応援に従事する応援職員について、要請を受けずに応援する場合や、被災自治体の機能低下により指揮できない場合等があるため、被災自治体の指揮権を原則としつつも、一時的に派遣元の都道府県・市町村の指揮権を認める規定を置くこと。

【意見概要】

(1) 大規模広域な災害に対する即応力の強化 (2 / 2)

<地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の新設と対象業務の拡大>

○ 東日本大震災の時は、各省大臣が個別に技術系専門職の人的支援、物的支援を行ったが、改正案においては、省庁を越えた全体的かつ効果的で効率的な応援を行うことができるよう、国の指揮命令システムを明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織を創設するなど、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築すること。

○ 現行の法体系では、応援に要した費用は被災した地方公共団体が負担することとなっているため、被災した地方公共団体が応援の要請をためらう要因となっていることから、広域応援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度とすること。

<国・地方公共団体による積極的な情報の収集・伝達体制の強化>

○ 「市町村が被害状況の報告ができなくなった場合」を削除し、災害時は県として情報収集すべきものとする。

○ 情報の収集・伝達・共有体制の強化を進める上で、GIS及びGPSの活用(「地理空間情報の活用推進」)を検討すること。

【意見概要】

(2) 大規模広域な災害時における被災者対応の改善 (1 / 4)

< 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設 >

○ 都道府県・国による物資の供給等(受入・保管・仕分け・運送等を含む)は、

- ・ 可能な限り運送事業者や倉庫事業者等に要請して実施する
- ・ あるいは支援ニーズを受けて物資等を避難所に直接供給することを基本とするよう規定すること。

○ 地方公共団体間で支援を円滑かつ速やかに実施できるよう、資金使途の自由度が確保された国の財政支援を担保すること。

< 市町村・都道府県の区域を越える被災者の受入れ(広域避難)に関する調整規定の創設 >

ア 同一都道府県内市町村間の広域一時滞在

○ 実際の大規模災害の発生時に、実効性の高い調整・受け入れを行うために、手続きの機動性の確保や簡素化を検討すること。

○ 被災市町村が直接調整することが困難な場合には、都道府県が域内市町村と協議調整すべき旨の規定を設けること。

○ 発災直後から住民が自主的に避難を開始している場合等、自治体が緊急に対応すべき事態や遅滞が生じる恐れがある事態も想定し、市町村長・都道府県知事の判断により緊急に対応できる規定も設けること。

【意見概要】

(2) 大規模広域な災害時における被災者対応の改善 (2 / 4)

＜市町村・都道府県の区域を越える被災者の受入れ(広域避難)に関する調整規定の創設＞前頁の続き

イ 都道府県の区域を越えた市町村間の広域一時滞在

○ 「あらかじめ、総務大臣に報告する」など「あらかじめ」という記述があるが、救援・支援を最優先する地方公共団体の意思を尊重し、事後報告も可能とすること。

○ 発災直後から、地域組織、医療機関、福祉施設、民間企業及び国の機関など、諸団体等の広域避難の調整が緊急に必要となる事態も想定し、これら諸団体等の広域避難に対して、受入側の自治体の長が迅速に対応できるよう、裁量の範囲を拡大すること。

○ 災害時要援護者に要する交通手段や運送手段の確保、人的・物的支援など、広域避難に関する国の役割のあり方や被災者支援を行う体制を検討すること。

【意見概要】

(2) 大規模広域な災害時における被災者対応の改善 (3 / 4)

ウ 都道府県知事による広域一時滞在等の協議等の代行

- 発災直後から、住民、地域、医療機関、福祉施設、民間企業及び官公庁などの広域避難の調整が緊急に必要な事態も想定し、これら住民・諸団体等の広域避難に対して、受入側の自治体の長が迅速に対応できるよう、裁量の範囲を拡大すること。

エ 国による都道府県外広域一時滞在等の円滑化

- 総務大臣による相手方都道府県知事の紹介だけでは広域避難を円滑に実施できない。省庁を越えた全体的かつ効果的で効率的な応援を行うことができるよう、国の指揮命令システムを明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織を創設するなど、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築すること。

【意見概要】

(2) 大規模広域な災害時における被災者対応の改善 (4 / 4)

オ 共通事項

- 要請に基づいて広域避難をする枠組みは作られているが、自主的に避難した被災者について、東日本大震災で対応したような公営住宅への入居や各種情報提供等を実施することを明らかにすること。
- 費用負担について、現在の災害救助法は、「被災した自治体」が「被災した住民」を支援するときの被災自治体に対する財政支援法であり、「資金の用途」や「期限」等に制限があるなど、広域避難者や事態の長期化を想定していない。
実質上の協議先市町村に対する受入の義務化であり、現在の災害救助法ではなく、自由度の高い国による財政支援を位置づけること。

【意見概要】

(4) その他

※ 「(3) 教訓伝承、防災養育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上」は意見なし

国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しその他所要の規定の見直し

- 見直しをする場合、災害対策本部長である知事・市町村長に、地方防災会議構成機関に対する、指示調整権を付与すること。

【意見概要】

(1) ～ (4) 以外の関係意見等

○ 費用負担などを含む国の役割のあり方について法制の見直しが先送りされていることから、地方自治体が各地域での対策に専念できるよう、国として必要・十分な負担を行うこと。

○ 今回の意見照会(第一弾)は、非常に短期間で行われた。災害対策基本法等の関係法令の改正にあたっては、地域の実情に応じた対策が着実に講じられるよう、今後地方自治体と十分に協議すること。

○ 減災の理念の明確化、復興の枠組みの整理、被災者支援の充実など、次の国会以降の対応とされた項目を早期に実現すること。

【意見概要】

災害対策基本法の見直し等に関する追加意見等

○ 避難者の所在確認や支援物資輸送など、民間や自治体等の諸主体が実施する初動期段階の対応において、関係諸法令やその運用の慣例などの制約を受けることがあったが、被災地や支援者が適切かつ速やかに対応できるよう、災害時における既存法令等の一時停止について法整備を行うこと。